

令和 7 年度東員町エリア情報誌発行業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和 7 年度東員町エリア情報誌発行業務

2 業務目的

本事業は「東員町エリア情報誌」を作成・発行することで、町民や町に関わる人などに対し、東員町への誇り（シビックプライド）の醸成を図るとともに、町外に向けて発信することで、交流人口、関係人口、定住人口などの増加を目的とする。

3 業務概要

（1）業務内容

別紙「令和 7 年度東員町エリア情報誌発行業務仕様書」のとおり

（2）委託料上限額

3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（3）業務履行期間

契約締結の日から令和 7 年 9 月 1 2 日（金）まで

4 選定方式及び契約方法

「2 業務目的」を達成するに当たり、専門的な知識や過去に同様の業務等を実施した実績等をもった業者の提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。なお、受注候補者の決定後、仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2）プロポーザル参加申込書提出期限日以降において、指名停止措置を受けていないこと。

（3）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

（4）プロポーザル参加申込書提出期限日以降において、東員町の締結する契約等からの

暴力団等排除措置要綱（平成29年東員町告示第74号）に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。

（5）過去5年（令和2年度から令和6年度）において、自治体が発行するPR情報誌等の発行業務に携わった実績が5件以上あること。

（6）令和7年度東員町エリア情報誌発行業務委託仕様書「第4 業務内容 1 東員町エリア情報誌制作」において定める「既存の地域情報雑誌等とのタイアップ」が可能であること。

6 提出書類及び方法等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」等の書類※へ必要事項を記入、押印の上、後述の14の事務局（提出及び問い合わせ先）へ提出すること。

（1）提出期限・提出書類

【提出期限：令和7年4月18日（金）午後5時まで】

- ・ プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部
- ・ 会社等概要書（様式第2号） 1部

【提出期限：令和7年5月7日（水）午後5時まで】

- ・ 企画提案書（様式第3号） 7部
- ・ 見積書（様式第4号） 正本1部、複写6部
- ・ 実施体制（様式第5号） 7部

※すべての様式は、提出部数7部のうち1部は社印押印の原本とし、残りの7部は複写可で社名が特定される部分は黒塗り等を行うこと。また、企画提案書の記載内容に社名が特定される表記は行わないこと。

※書類は、原則A4版とする。

（2）提出方法

14の事務局（提出及び問い合わせ先）へ直接又は郵送（必着）とする。提出書類についてはすべて紙媒体で提出すること。なお、提出書類は一切返却しない。

7 質問及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、令和7年4月18日（金）午後5時までに質問書（様式第6号）にて、政策課広報秘書係へ電子メール（kouhou@town.toin.lg.jp）で提出すること。

なお、質問事項及び質問事項に対する回答については、提出者に対し令和7年4月21日（月）午後5時までに電子メールで通知する。

8 候補者の選定方法

(1) 参加資格審査

プロポーザル参加申込書（様式第1号）等を提出後に参加資格の書類審査を実施し、その結果を令和7年4月21日（月）付け（予定）で通知する。

町が、参加資格を有すると判断した者（以下、「参加資格者」とする。）に対しプレゼンテーションの時間と場所を決定した通知を併せて行う。なお、全ての通知については、電子メール及び書面で通知することとし、スケジュールについては11スケジュール（予定）を参考にする。

(2) 選定委員会

本プロポーザルを実施するに当たり別途「令和7年度東員町エリア情報誌発行業務業者選定委員会（以下、選定委員会とする。）」を設置するものとする。選定委員会の委員は、東員町職員を含む概ね5名の範囲で構成する。なお、委員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該委員が指名するものを委員とすることができる。また事務局は政策課に置くものとする。

(3) 審査方法

審査は、次の日程で行う提案者によるプレゼンテーションの内容を選定委員会において審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

番号	項目名	注意事項等
1	日時・会場	・令和7年5月13日（火）午前9時以降 ・集合時間および会場については、事業者ごとに「参加資格審査結果通知書」で指定する。
2	順 番	・プロポーザル参加意思確認書到着順とする。
3	持ち時間	・【プレゼンテーション】30分以内 ・【委員からの質疑】10分程度
4	出席者	・3人以内 ・事業者を特定できる名札等につけないこと。
5	持参物等	・パワーポイント等を使用する場合は、東員町でプロジェクター、スクリーンの準備をするが、パソコン等は参加者が用意すること。なお、接続についてはHDMI接続を想定している。
6	審査について	・事前提出書類とプロポーザル参加者が行うプレゼンテーションの内容に基づき審査する。

(4) 決定方法

次の「評価基準」に基づく評価の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。

【評価基準】

評価項目	内 容	配点
① 業務理解度	東員町広報戦略を理解し、町民のシビックプライドの醸成および町のシティセールス向上に資する効果的な提案になっているか。	20点
② 企画・提案力 1	東員町の PR 情報紙として効果的な提案であり、専門的ノウハウを活かした提案であるか。	35点
③ 企画・提案力 2	令和7年度東員町エリア情報誌発行業務委託仕様書（別添）に規定する基本仕様に加え、独自の企業努力がされている	25点
④ 業務実績及び実施体制	本業務を迅速に遂行する体制が十分にできおり、類似した経験と実績を有しているか。	10点
⑤ 見積金額	企画提案書に見合った見積額の妥当性があるか。	10点
合 計		100点

※最高点の者が複数の場合は、評価基準のうち評価項目②「企画・提案力 1」の点数が最も高い者で決定する。

※プロポーザル参加事業者が 1 社の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約候補者として選定する

9 プロポーザル審査結果

プロポーザル審査結果は書面にて参加者に通知する。なお、電話等での問い合わせは一切受け付けない。

10 契約候補者との契約

町は契約締結に向けて、候補者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。なお、協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

11 スケジュール（予定）

	手 順	時期、期限等
1	参加申込書の提出締切	令和 7 年 4 月 1 8 日（金）
2	質疑書の提出締切	令和 7 年 4 月 1 8 日（金）
3	質疑書に対する回答	令和 7 年 4 月 2 1 日（月）
4	参加資格結果通知 プレゼンテーション時間決定通知	令和 7 年 4 月 2 1 日（月）
5	企画提案書等の提出締切	令和 7 年 5 月 7 日（水）
6	プレゼンテーション、審査	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）
7	契約候補者の選定結果通知	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）
8	契約候補者の選定結果公表	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）
9	契約候補者との打合せ	令和 7 年 5 月 1 5 日（木）頃
10	契約締結	令和 7 年 5 月 1 5 日（木）頃

1 2 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （１）提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- （２）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （３）３の委託費を超えた見積書を提出した場合
- （４）評価及び審査の公平性を害する行為があったと町長が認めた場合
- （５）実施要領の内容に違反すると町長が認めた場合
- （６）その他本町の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- （１）業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- （２）参加申込書類の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- （３）提出された企画提案書等の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- （４）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- （５）提出された参加申込書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないが、選定に必要な範囲において複製することがある。
- （６）参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- （７）提出期限以後における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- （８）提出された企画提案書等は、東員町情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- （９）参加申込書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 7 号）を 1 1 の担当課に

持参又は郵送により提出すること。

(10) 参加者(参加を予定している者を含む。)又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

1.4 事務局(提出及び問い合わせ先)

東員町役場 政策課 広報秘書係

住 所：〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地

電 話：0594-86-2862 (直通)

メールアドレス：kouhou@town.toin.lg.jp